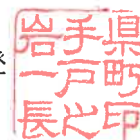


一戸町告示第 59 号

一戸町公の施設に係る指定管理者の募集公告

令和 8 年 4 月 13 日

一戸町長 小野寺 美 登



1 指定管理者募集概要

- (1) 施設名 一戸町移住体験住宅
- (2) 所在地 一戸町奥中山字西田子 1309 番地
- (3) 内容 一戸町移住体験住宅の指定管理
- (4) 指定期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

2 申請受付期間 令和 8 年 4 月 13 日（月）から令和 8 年 4 月 24 日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

提出先 〒028-5311 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24 番地 9

一戸町役場 企画総務部政策企画課

施設見学についても上記の期間で受け付けることとする。

3 申請資格

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）、第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
 - カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続開始の申立てをしている者

キ 国税又は地方税を滞納している者

4 照会先 郵便番号 028-5311 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24 番地 9

一戸町役場 企画総務部政策企画課

ダイヤルイン 0195-33-4851 (内線 1213)

5 一戸町移住体験住宅指定管理者募集要項の配布

令和 8 年 4 月 13 日 (月) から令和 8 年 4 月 24 日 (金) までの一戸町の休日に関する条例 (平成 2 年一戸町条例第 8 号) に規定する一戸町の休日 (以下「休日」という。) を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、4 の照会先にて。

6 質問事項の受付

令和 8 年 4 月 13 日 (月) から令和 8 年 4 月 20 日 (月) までの休日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、募集要項の内容等に関する質問書 (様式任意) に質問内容を記入の上、4 の照会先まで提出してください。

7 申請書類 一戸町移住体験住宅指定管理者募集要項で指定する書類を提出すること。

8 申請期限及び申請書類の提出場所

令和 8 年 4 月 13 日 (月) から令和 8 年 4 月 24 日 (金) までの休日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、4 の照会先に郵送又は持参すること。

9 申請の無効

この公告に示した申請参加資格のない者のした申請、その他申請に関する条件に違反した申請は、無効とする。

10 その他

詳細については、一戸町企画総務部政策企画課が提示する一戸町移住体験住宅指定管理者募集要項による。